

綾瀬市社会福祉法人設立認可審査会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市社会福祉法人設立認可審査会の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 社会福祉法人の設立の認可に係る審査を適正に行うため、綾瀬市社会福祉法人設立認可審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 審査会は、社会福祉法人の設立の認可に係る書類の審査に関する事務を所掌する。

(委員)

第4条 審査会の委員（以下「委員」という。）は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長には、福祉部長をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が委員の中から選任する。
- 4 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会の会議の議事は、委員の協議により決するものとする。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、審査会に委員以外の関係者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、社会福祉法人認可主管課において処理する。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項については、

別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

福祉部長
健康子ども部長
福祉総務課長
障がい福祉課長
高齢介護課長
保育課長